



妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援

全ての妊婦や子育て家庭の相談に応じ必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援と経済的支援を一体として実施しています。妊娠届出時や出生届出後の訪問時に面談をされた方等に、妊娠届出後に5万円、出生届出後等に妊娠したこどもの人数×5万円を支給します。

●対象者

申請時点で流山市に住み票があり、他の自治体の給付金（現金やクーポン等）の支給を受けていない方で、令和7年4月1日以降に妊娠・出産等された方。

●給付・支援の流れ（例）

妊娠の届出 → 面談 → 申請書提出 → 5万円給付



妊娠7・8か月頃 → アンケートを送付（必要に応じて電話や面談を行います）



ご出産 → 訪問による面談 → 申請書提出 → 妊娠したこどもの人数×5万円給付

●問い合わせ

- 面談など妊婦等包括相談支援及び給付金の申請案内に関すること

問 こども家庭センター母子保健担当（保健センター内）

- 申請書の記入方法や給付金の振込に関すること 問 こども家庭センター（市役所内）

チーパス（ちばの子育て家庭優待カード） 問 こども未来課

協賛店舗でチーパスを提示すると、協賛店舗が決めたサービス（プレゼント、ポイント、割引、無料など）が受けられます。

- 対象：妊娠中の方または18歳未満までのお子様がいる世帯

専用ホームページ「チーパス・スマイル」に登録することで、電子版チーパスを使用できます。



マタニティタクシー利用助成制度

問 まちづくり推進課

妊娠中の方の移動に関する不安の解消や、市内地域公共交通の利用促進などを目的とした制度です。健診や通院、出産に伴う入退院のために利用したタクシー料金の一部を助成します。

- 対象：タクシーを利用した日に流山市に住み登録がある妊産婦さん

- 助成額：妊産婦さんによるタクシー利用の実費分を助成します。

※利用1回あたりの助成上限は2,000円（1回の妊娠につき、上限20,000円）。



詳細は二次元コードからご確認ください。

流山ぐりーんバス運賃割引

問 まちづくり推進課

流山ぐりーんバスが普通運賃の半額でご利用になります。

- 対象：妊婦さん

- 助成額：運賃支払い時に乗務員に母子健康手帳を提示してください。



主なお問い合わせ先

問 こども家庭センター母子保健担当（保健センター内） ☎7170-0111

問 こども家庭センター（市役所内） ☎7158-4144 問 まちづくり推進課 ☎7150-6090

問 こども未来課 ☎7150-6082

出産育児一時金

問 保険年金課

国民健康保険に加入している人が出産したとき、一児につき50万円（分娩機関が産科医療補償制度に未加入の場合は、48万8千円）が世帯主に支給されます。

※流山市の国民健康保険以外の健康保険の場合には、勤め先または保険証に記載されている健康保険にお問い合わせください。

児童手当

問 こども未来課

18歳に達した最初の3月31日までの児童を養育している方に対して支給します。原則、請求した月の翌月分から支給となります。異動日が月末に近い場合、異動日の翌日から15日以内に必ず申請してください。

※申請が遅れると、原則遅れた月分の手当は受けられません。

●対象年齢：0歳から18歳に達した最初の3月31日まで

●支給額

0～3歳未満	3歳～18歳に達した最初の3月31日まで
15,000円（第1子・第2子） 30,000円（第3子以降）	10,000円（第1子・第2子） 30,000円（第3子以降）

※児童の年齢にかかわらず、第3子以降の支給額は月額30,000円となります。なお、第3子以降は、22歳に達した最初の3月31日までの養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

●支給時期：原則として、隔月（偶数月）に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

●手続に必要なもの

児童手当認定請求書（転入・第1子出生の方）

- 請求者名義の預金通帳またはキャッシュカード等（請求者名義の口座の金融機関の名称、支店名、口座番号、名義人が分かるもの）の写し
- 請求者の健康保険資格確認書または年金加入証明書等の写し
- 配偶者の個人番号（配偶者が市外在住の場合のみ）
- 請求者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等、郵送の場合は写しを添付）
- 対象児童と別居している場合
 - 別居監護申立書
 - 対象児童の個人番号（児童が市外在住の場合のみ）

 主なお問い合わせ先

問 保険年金課 ☎7150-6077 問 こども未来課 ☎7150-6082



- 18歳に達した最初の年度末以降から22歳に達した最初の年度末までの子を養育しており、それにより第3子以降の手当額の増額を受ける場合
 - 監護相当・生計費の負担についての確認書
 - 対象児童の兄姉等の個人番号（対象児童の兄姉等が市外在住の場合のみ）
 ※請求者は原則父母（保護者）のうち、所得の高い方となります。
 ※必要に応じて、上記以外の書類を求めることがあります。

児童手当額改定認定請求書（第2子以降出生・対象児童追加の方）

- 請求者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等、郵送の場合は写しを添付）
- 対象児童と別居している場合
 - 別居監護申立書
 - 対象児童の個人番号（児童が市外在住の場合のみ）
- 18歳に達した最初の年度末以降から22歳に達した最初の年度末までの子を養育しており、それにより第3子以降の手当額の増額を受ける場合
 - 監護相当・生計費の負担についての確認書
 - 対象児童の兄姉等の個人番号（対象児童の兄姉等が市外在住の場合のみ）
 ※必要に応じて、上記以外の書類を求めることがあります。

代理人（配偶者を含む、請求者以外の方）が申請する場合、下記のものも必要です。

- 委任状（下記必要事項が明記されているもの／形式自由）
 - 請求者及び代理人の氏名、生年月日、住所の記載があるもの
 - 児童手当の手続き、請求者・配偶者及び対象児童の個人番号の提供について代理人に委任していること
- 代理人の本人確認書類

- 必要書類が揃ってなくても申請できることがあります。申請はお早めに！
- 郵送の場合、受付日は流山市役所に到着した日付となります。
- 郵送事故の責任は負いかねます。
- 公務員の方は勤務先（所属庁）に申請してください。

10

こども手当を活用する

受付窓口

- 流山市役所 こども未来課
- 市民課各出張所

振込口座の変更や加入保険の変更等の場合は、届出が必要です。
 詳細はこちらをご覧ください。



主なお問い合わせ先

問 こども未来課 ☎7150-6082

手当・助成

問 こども未来課

児童扶養手当(ひとり親家庭等)

離婚や父または母の死亡等により、18歳に達した最初の3月31日までの児童を監護している母親、父親、または父もしくは母にかわってその児童を養育している人に支給します。(父にあっては父が児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合のみ該当します。所得・公的年金等の受給による支給制限があります)

●支給額(令和7年度)

全部支給の場合の手当月額

基本額	第2子以降加算額
46,690円	11,030円

一部支給の場合の手当月額

基本額	第2子以降加算額
46,680円～11,010円	11,020円～5,520円

●所得制限限度額

扶養親族等の数	本人全部支給所得額	本人一部支給所得額	孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者 所得額
0	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円

児童育成手当(ひとり親家庭等)

児童扶養手当の受給資格の要件を満たし、監護する児童が2人以上いる場合に、第2子以降に支給します。(所得・公的年金等の受給による支給制限があります)

遺児等手当(ひとり親家庭等)

父または母が死亡している場合などの要件を満たし、16歳未満の児童を養育している方に支給します。(所得制限があります)

 主なお問い合わせ先

問 こども未来課 ☎7150-6082





ひとり親家庭等医療費等助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子、父子家庭ならびに父母のいない児童を養育するひとり親家庭に対して、健康保険が適用された医療費等について自己負担相当額（高額療養費および他の医療費助成金等を除く）を現物給付もしくは償還払いで助成します。（所得制限があります）

ひとり親家庭などへの資金の貸付

ひとり親家庭の経済的自立のため、さまざまな資金の貸付制度があります。この資金には、有利子（1.0%程度）と無利子の場合とがあります。受けるためには、事前に相談が必要となりますので、ご注意ください。

ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター利用料助成

ひとり親家庭、就学前の児童を3人以上養育している家庭と就学前の2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ファミリー・サポート・センター利用料を助成します。

●**助成対象者**：同センター利用会員のうち、1.ひとり親または両親が育てることができない児童を養育している方（児童扶養手当支給に準じる所得制限があります）2.就学前（小学校入学前）の児童を3人以上養育している方 3.就学前（小学校入学前）の2人以上の多胎児を養育している方

●**助成額**：利用会員が提供会員に支払った費用のうち、報酬の2分の1の額を助成します。（限度額1か月あたり3万円）

※申請方法や所得制限等の詳細については、お問い合わせください。

市営自転車駐車場に係る定期利用料金の免除

ひとり親家庭に対し、市営自転車駐車場の定期利用料金を免除します。

●**免除対象者**：児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく手当を受けている方及びその方と同一世帯に属する方。

※免除手続き等の詳細については、各駅現地受付所または（公社）流山市シルバー人材センター（☎04-7155-3669）へお問い合わせください。（平日8：30～17：15）

通勤定期乗車券特別割引制度 **問** こども未来課

児童扶養手当受給者世帯等に属する世帯員に対して、通勤定期乗車券の購入に係る負担の軽減を図るため、JRが定める特別の割引率をもって通勤定期乗車券を購入できる制度です。受けるためには、事前の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

 主なお問い合わせ先

問 こども未来課 ☎7150-6082

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

母子家庭の母および父子家庭の父ならびに20歳未満の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の一部を支給し、学び直しを支援します。受けるためには、事前に相談が必要となりますので、ご注意ください。

こどもの学習支援

児童扶養手当等を受給している世帯の中学生を対象として、高校進学に向けての学習支援を行います。

ひとり親の方への支援

ひとり親になる前、なった時の不安や個別の悩み。まずは相談窓口へ。

市役所のこども家庭センターでは、母子・父子自立支援員が離婚前や離婚後の生活や悩みについての問題解決のお手伝いをしています。

離婚前から生活全般についてのご相談をさせていただきます。住まいや貸付に関する制度や、就労や資格取得の支援、子育てに関する支援など、その方の状況に応じて必要なサービスや情報をご案内したり、さらに詳しい相談窓口にお繋ぎします。

●母子・父子自立支援員

電話番号：7150-6592

受付時間：月～金曜日 9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）

※面談による相談は事前の予約をお願いします。

就職や経済的な自立のサポートについて

●ハローワーク松戸

求職の相談や申し込み等のサービスを行っています。

●ハローワーク松戸 マザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望する方を中心に就職支援を行います。女性ならではの就活の悩みや子育てと仕事の両立など、他のハローワークでは相談しづらいことも一緒に考えます。

所在地：松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階

電話番号：047-367-8609

開設日時：月～金曜 8時30分～17時（土日祝日、年末年始は休み）



ひとり親支援サービス・制度について

問 こども家庭センター母子・父子自立支援員

就労支援

資格取得・スキルアップ

母子・父子自立支援プログラム策定事業

面談を通して、生活状況や就業への意欲、資格取得などそれぞれの状況に応じた支援メニューを考えます。母子・父子自立支援員がプログラムに沿った支援状況をフォローするほか、自立が継続できるようにアフターフォローも行います。

●**対象者**：母子家庭の母および父子家庭の父（離婚前から当該事業が必要な方を含む）

●**主な支援内容**

- ・生活や子育て、健康、収入、就業状況など現状の把握
- ・自立や就業ができない原因と課題整理、それを克服するための支援策の提案
- ・自立目標の設定 等

詳細については、電話でお問い合わせください。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

市が指定する教育訓練講座を修了した方に給付金を支給します。

●**対象者**：以下の要件を全て満たすひとり親の方

- ・20歳に満たないこどもを養育している
- ・自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている
- ・就業経験や技能、資格、労働市場の状況をなどと照らし合わせて、適した職業に就くために、指定の教育訓練が必要であると認められる

●**対象講座**

- ・雇用保険制度の一般教育訓練、特定一般教育訓練の指定講座
例：介護職員初任者研修、医療事務など
- ・雇用保険制度の専門実践教育訓練の指定講座
例：助産師、看護師、社会福祉士など
- ・上記に準ずる講座で、適職に就くために市長が特に必要と認めた講座

●**支給額**

1 入学科・受講料の60%相当額（上限200,000円、下限12,001円）

※専門実践教育訓練の上限は、400,000円×修学年数（最大160万円）となります。

また、修了後1年以内に資格を取得し、その資格を活かして就職した場合、受講料の25%が追加され、支給額は最大85%になります。この場合、支給上限は600,000円×修学年数（最大240万円）となります。

2 雇用保険制度による教育訓練給付金を受け取る資格がある場合、1の金額から教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。



主なお問い合わせ先

問 こども家庭センター母子・父子自立支援員 ☎7150-6592

●支援を受けるまでの流れ

1 事前相談

講座の受講手続き前に必ず母子・父子自立支援員にご相談ください。

(注) 事前の相談がなく講座の受講手続きをした場合は、本給付金の支給対象となりませんのでご注意ください。

※受講予定の講座等が就労に必要な講座であるか、支給対象者であるかを確認します。そのため、面談が複数回になる場合があります。

※制度の説明と就労・生活状況についてお伺いしますので、可能な限り事前相談の予約をお願いしております。

2 対象講座指定申請

事前相談後、必ず受講手続き前に受講する教育訓練講座の指定申請をしてください。

※教育訓練給付金の受給資格がある方は、先にハローワークで手続きを行ってください。(手続きの詳細はハローワークにお問い合わせください。)

3 給付金支給申請

教育訓練講座の指定決定を受けた方は、受講終了後30日以内に支給申請してください。(専門実践教育訓練給付金については、**当該給付金の支給額が確定した日**から起算して30日以内に支給申請してください。)

申請後、ご指定の口座に給付金が振り込まれます。詳細については、電話でお問い合わせください。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金

就職に必要な対象資格を取得するために、6か月以上養成機関で修業する場合に、4年間を限度として生活費を支給します。

●対象者：以下の要件を全て満たすひとり親の方

- 本人の所得額が児童扶養手当の所得制限限度額未満の方
※養成機関において修業を開始した日以降において、児童扶養手当の所得制限水準を超えた方であっても、超過後1年に限り、対象となります。
- 過去にこの訓練促進給付金を受給していない方
- 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方(通信制は不可)
- 就業(または育児)と修業の両立が困難であり、訓練促進給付金の支給の必要が認められる方

●対象講座


看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他市長が実情に応じて指定する資格

●支給額

訓練期間中…月100,000円(住民税課税世帯は月70,500円)

(課程修了までの期間の最後の12か月分については、支給額に40,000円加算支給)

訓練修了後…50,000円(住民税課税世帯は25,000円)

 主なお問い合わせ先

問 こども家庭センター母子・父子自立支援員 ☎7150-6592



●支援を受けるまでの流れ

1 事前相談

修業前に必ず母子・父子自立支援員にご相談ください。

※制度の説明と就労・生活状況等についてお伺いしますので、可能な限り事前相談の予約をお願いしております。

そのため、面談が複数回になる場合があります。

2 給付金支給申請

事前相談後、修業日後に支給申請してください。（申請のあった日の属する月から支給します。）

3 給付金の振り込み

支給決定を受けた方は、毎月10日までに出席状況の確認できる書類を添付して請求をしてください。

●注意事項

この訓練促進給付金は、申請のあった日の属する月から支給を開始します。遡っての支給はできませんので、必ず入学前にこども家庭センターへ事前相談をしてください。

詳細については、電話でお問い合わせください。

その他の支援サービス

ひとり親福祉会「わかたけ」

さまざまな事情で母子・父子家庭または寡婦となられた方のための任意団体です。同じ境遇の仲間たちとのコミュニケーションを目的として、季節ごとにイベント等を企画しています。詳細は市ホームページをご覧ください。



シングルマザー・シングルファザーの暮らし応援サイト「あなたの支え」

こども家庭庁が開設している、ひとり親家庭の方のための情報サイトです。暮らしに役立つ様々な支援情報の他、イベント情報、体験談などが掲載されています。



障害のある児童への支援

問 障害者支援課

障害の種類や程度に応じ、障害者手帳の取得、各種手当の支給、税金の控除・減免、障害福祉サービス等が受けられます。

【障害者手帳の種類】


- ①**身体障害者手帳**……身体的機能の障害により日常生活に支障がある方が交付対象となります。
- ②**療育手帳**……知的障害（知能指数がおおむね75以下）により、日常生活に支障がある方が交付対象となります。
- ③**精神障害者保健福祉手帳**……精神疾患（発達障害を含む）により、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方が交付対象となります。



主なお問い合わせ先

問 障害者支援課 ☎7150-6081 FAX 7158-2727

障害児・未熟児・病児への手当・助成

特別児童扶養手当  障害者支援課

おおむね、重度・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする20歳未満で施設等に入所していない児童を監護している父母もしくは養育者に支給されます。(所得制限があります。また、診断書による障害の程度の審査があります。)

障害児福祉手当  障害者支援課

日常生活において常時介護を要する重度の障害児で、施設等に入所していない20歳未満の者に対して支給されます。(扶養義務者等の所得制限があります。また、診断書による障害の程度の審査があります。)

自立支援医療(育成医療)申請  障害者支援課

身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと医師により認められる疾患のある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等を指定医療機関において行う場合、医療費の一部を公費により負担します。(自己負担額は課税状況により異なり、所得制限があります)

未熟児養育医療申請  申請：こども家庭センター母子保健担当 (保健センター内)

医療券交付・自己負担金：こども未来課

指定医療機関の医師が、未熟児かつ入院治療が必要と認めたおおむね出生体重2,000g以下の乳児の保護者に対して、入院中の医療費の一部を公費により負担します。

小児慢性特定疾病医療費助成制度  松戸保健所 (松戸健康福祉センター) 地域保健課

慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の医療費の一部を助成します。

なお、対象の疾患が定められており、疾患ごとに認定基準があります。(自己負担上限額は、保護者の所得や児童等の状態(重症認定基準や人工呼吸器等装着者認定基準に該当する場合)などに応じて異なります)

 主なお問い合わせ先

 障害者支援課 ☎7150-6081 FAX 7158-2727

 申請：こども家庭センター母子保健担当 (保健センター内) ☎7170-0111

医療券交付・自己負担金：こども未来課 ☎7150-6082

 松戸保健所 (松戸健康福祉センター) 地域保健課 ☎047-361-2138



小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の申請 問 障害者支援課

小児慢性特定疾病児童等への特殊寝台等の日常生活用具を給付する制度です。(自己負担額は、世帯の課税状況等により異なります)

軽度・中等度難聴児補聴器等購入費の申請 問 障害者支援課

身体障害者手帳の交付対象とならない程度の聴覚障害のある児童に対して、補聴器の装用について医師が必要と判断した場合、補聴器等の購入に必要な費用の一部を公費により負担します。

児童発達支援センターつばさ

児童発達支援センターつばさは、子育てを応援する場所です。心身の成長や発達に心配のある乳幼児(医療的ケア児含む)を対象に、相談・訓練・通園を通して、発達の支援を行っています。

児童発達支援施設 ※要通所受給者証

名称	内容	対象者	所在地	電話番号	マップ
つばさ学園	集団をとおして、こどもの全体的な発達を考えた支援を継続して行います。 ※給食があります。(有料)	3歳児以上から就学前までの発達に遅れのある幼児。		7154-4822	
児童デイ つばさ	幼稚園や保育園等に通いながら、日数支援を行い、集団に向けて発達を促します。 (週1日～週2日)	3歳児以上から就学前までの発達に遅れのある幼児。	駒木台 221-3	7154-5052	7図 E-3
	クラス制の日数支援を通じて、全体的な発達を促します。 (週3日まで)	2歳児の発達に遅れのある幼児。			
	親子支援を通じて、全体的な発達を促します。 (週1日)	0～1歳児までの発達に遅れや心配のある乳幼児。			



主なお問い合わせ先

問 障害者支援課 ☎7150-6081 FAX 7158-2727

問 児童発達支援センター ☎7154-4822 FAX 7154-4844



名称	内容	対象者	所在地	電話番号	マップ
保育所等訪問支援	保育所等を利用している乳幼児や施設の職員に対して、集団生活適応のための専門的な支援を行います。	保育所、幼稚園、認定こども園等集団生活を営む施設に通う乳幼児。			
居宅訪問型児童発達支援	通所による児童発達支援の利用が困難な乳幼児に対し、その居宅を訪問して発達の支援を行います。	重度の障害状態その他これに準ずる状態であり、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難であると認められた乳幼児。	—	7154-4822	—

療育相談室

名称	内容	受付日	電話番号
こども発達相談	就学前の乳幼児の成長や発達について、専門のスタッフが検査や面接を通し、子育ての助言や利用できるサービスの提案などを行います。		
外来療育	<p>●グループ支援 集団をとおして、こどもの全体的な発達を考えた支援を行います。また、親子で通うことで、こどもとの関わり方や保護者同士のつながりなど、保護者支援を行います。</p> <p>●個別支援 理学療法、作業療法、言語療法（幼児ことばの相談室）については、療育支援会議にて必要性が認められる乳幼児へ専門のスタッフが支援を行います。</p>	〈日程〉 月曜～金曜 〈時間〉 9時～16時	7154-4844
巡回相談	幼稚園や保育園等からの申し込みを受け、必要に応じて専門のスタッフが施設の職員に対し、相談や助言を行います。		
障害児相談支援（計画相談）	障害福祉サービスの利用にあたり、保護者の相談に応じたサービス等利用計画の作成をします。		7156-8188



療育相談の流れ

児童発達支援センターつばさに、「申込書」「問診表」をご提出いただくと、療育相談の予約を取ることができます。

相談日時について電話にてご連絡の後、相談員による相談内容の聞き取り、専門職による検査・面接を実施します。

その後、お子様の状態や保護者の要望をもとに、専門職による療育支援会議を開き、お子様への支援方針について検討します。

療育相談の申し込み方法

0歳～6歳（未就学児）のみ相談申込可能です

流児童発達支援センター
山
市
つばさ
ホームページ

保健センターで相談している方

保健師、心理士との面談で
相談したい気持ちが決まった

保健センターで申込セットを受け取る

- ・3歳児健診／育児相談／おやこ相談

相談を希望する方

次のような経緯で
相談したい気持ちが決まった

- ・保育園(所)、幼稚園、病院、療育、親族、友人などから勧められた
- ・こどもの育ちが心配
- ・こどもの育ちに必要なサービスを知りたい
- ・療育相談の内容がホームページから理解できた

相談を迷っている方

- ・相談を勧められた
- ・こどもの育ちに心配がある
- ・流山市に転居する
 - 相談する方がいいのかわからない
 - 相談で何ができるかわからない
 - 何から始めればいいのか分からない
- ・・・・など

電話で相談する

☎04-7154-4344

月～金 9時～16時

電話して郵送で取り寄せる（印刷ができない方向け）

- ・「療育相談申込書」を取り寄せたい旨を電話で伝える（後日郵送します）

ネットでダウンロードする（印刷ができる方向け）

- ・流山市児童発達支援センターつばさのホームページから申込書、問診票をダウンロードする

市役所の各窓口で受け取る

- ・保育課／こども家庭センター／保健センター／障害者支援課

申込書提出先
（郵送or持参）

270-0113

流山市駒木台221-3

流山市児童発達支援センターつばさ

療育相談室 宛



12

発達・障がい支援を受ける

流児童発達支援
山
市
つばさ

療育相談の流れ

申込
【保護者から】

申込書
問診票

日程調整

0歳～6歳
（未就学児）のみ
相談申込可能です

面接

インタビュー

心理検査

言語検査

作業療法面接

診察

療育支援会議

【参加者】

- ・流山市児童発達支援センター つばさ 相談員 心理士
- ・言語聴覚士 作業療法士 理学療法士
- ・児童発達支援管理責任者
- ・委嘱関係機関 病院 教育委員会 市立幼稚園 公立保育所 公立児童館 こども家庭センター 保育課 代表者

支援方針

児童発達支援
つばさ学園
児童デイつばさ
民間事業所

統合保育

児童発達支援センター
つばさのサービス
外来療育（個別）
外来療育（集団）
幼児ことばの相談室

家庭療育支援

経過観察

巡回相談

療育相談室で相談できること

以下のようなご相談を、よくお受けしています。
このほかにも、気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

運動

- ・1歳半を過ぎても歩かない ・よく転ぶ
- ・階段を登れない、こわがる
- ・体の動きがぎこちない
- ・ダンスやお遊戯を避ける
- ・遊具をこわがる
- ・体操の時間を嫌がる

行動

- ・落ち着きがない
- ・立ち歩く
- ・突発的な行動で、怪我、事故、迷子になりかけている（なっている）
- ・慣れない場面で動けない、喋れない

生活

- ・手づかみ食べばかりする
- ・トイレトレーニングが進まない
- ・クレヨンやハサミが上手く使えない
- ・自分で服を着ることができない、靴を履けない
- ・偏食があり、食べられるものが少ない
- ・睡眠リズムが崩れている

ことば

- ・ことばの遅れが気になる
- ・ことばの表現がつかない
- ・指示を理解できない
- ・発音のまちがいが、不明瞭さがある
- ・吃音がある（音を繰り返す、伸ばす、言いにくそうにする）

ぼーく

…僕

ぼぼぼ僕

集団での様子

- ・集団活動に参加しない
- ・一斉指示で行動できない
- ・集団生活で個別のサポートが必要
- ・ルールのある遊びに参加できない

コミュニケーション

- ・お友だちに手が出る
- ・やり取りが一方向的
- ・会話が噛み合わない
- ・目が合わない
- ・呼んでも振り返らない
- ・相手の気持ちが分からないように感じる

情緒

- ・かんしゃくをよく起こす
- ・ささいなことですぐに泣く、怒る
- ・一番、勝ちにこだわる（負けたくない）
- ・いつもと違うことを極端に嫌がる
- ・慣れにくさがある

感覚

- ・特定の感覚を非常に嫌がる（音、感触、においなど）
- ・歯磨き、爪切り、耳掃除を嫌がる
- ・妙にまぶしがる ・痛みに鈍感
- ・ブランコの揺れを怖がる
- ・食べ物ではないものを口に入れる



障害児通所支援事業



問 障害者支援課



療育が必要と判断された場合は、障害児通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）を利用できます。

必要書類等については市ホームページをご覧ください。

児童発達支援事業所 一覧

令和7年9月1日現在

事業所名称	所在地	電話番号
1 児童発達支援センターつばさ	流山市駒木台221-3	04-7154-4822
2 放課後等デイサービスひまわり南流山	流山市南流山3-9-5	04-7197-6102
3 児童発達支援・放課後等デイサービス パンビのおうち	流山市おおたかの森東3-10-4	04-7157-0826
4 児童発達支援・放課後等デイサービス パンビのひろば	流山市おおたかの森東3-10-4	04-7157-0826
5 あおっこ	流山市加2-1-23	04-7136-7108
6 ふわり	流山市おおたかの森東3-18-7	04-7192-7633
7 こどもプラス南流山教室	流山市鰯ヶ崎2071	04-7193-8737
8 こぼんはうすさくら江戸川台教室	流山市江戸川台東2-257	04-7156-3767
9 こどもプラス初石教室	流山市西初石3-98-18 PetitAnge1階	04-7136-1582
10 スターポケット	流山市おおたかの森北1-26	04-7189-7620
11 コベルプラス南流山教室	流山市南流山1-1-14 2階	04-7128-7386
12 こころkids	流山市鰯ヶ崎1275コラゾン1階	04-7197-2390
13 こども発達支援ルームまあち流山教室	流山市おおたかの森東4-37-2	04-7178-5850
14 ハンドレッド流山	流山市西初石2-20-38	04-7113-6409
15 LITALICOジュニア流山 おおたかの森教室	流山市おおたかの森東1-5-1 おおたかの森ファーストビル 5階	04-7153-4440
16 みらいーく 初石	流山市若葉台3-8	04-7157-2218
17 スターパレット	流山市市野谷441-3 (運A85街区6)	04-7190-5450
18 アロハキッズスクール南流山	流山市南流山8-2-1 ロイヤルシャトー南流山1-1	04-7111-2847
19 こぼんはうすさくら流山教室	流山市流山4-522-1 ヒルズ流山2階	04-7197-3608
20 こぼんはうすさくら江戸川台西教室	流山市江戸川台西2-186-2	04-7186-6350
21 ハビー流山教室	流山市市野谷427 1階	04-7170-0853
22 AIAI PLUS南流山	流山市木3-12-1	04-7199-3416
23 児童発達支援ふらわー	流山市江戸川台西1-135	04-7106-4697
24 ブロッサムジュニア流山教室	流山市南流山6-8-6ウエアハウスB号棟	04-7168-0274
25 凹凸療育園 キット 江戸川台	流山市江戸川台東4-385	04-7197-4204
26 こぼんはうすさくら運河駅前教室	流山市東深井404-2	04-7199-8463
27 児童発達支援事業所 たけのこ	流山市西平井1-13-6	04-7193-8889
28 Cocoroみらい	流山市西初石3-98-33伊藤ビル2階	04-7197-5548
29 かのあ	流山市おおたかの森東3-18-7	04-7197-2317

主なお問い合わせ先

問 障害者支援課 7150-6081

12

発達・障がい支援を受ける

	事業所名称	所在地	電話番号
30	はないろ	流山市平和台5-694-5	04-7197-1103
31	児童発達支援チャレンジキッズ流山	流山市加4-10-17-102	04-7138-5821
32	Cocoroスマイル	流山市鰯ヶ崎1-1-6 1階	04-7192-8050
33	地域支援センターこころ	流山市市野谷51ソレイユ1階	04-7197-2342
34	コアラキッズルーム	流山市松ヶ丘4-495-4PORT.10.BLOCK2階3号室	04-7106-3768
35	cocoro南流山	流山市南流山6-28-8 SKA流山 2 階	04-7161-5313
36	こぼんはうすさくらおおたかの森教室	流山市駒木527-5	04-7128-6531
37	児童発達支援チャレンジキッズ 江戸川台教室	流山市江戸川台東3-623-33 江戸川台東クリニックモジュールE号室	04-7197-2404
38	スタービーズ	流山市美原2-35-4	04-7197-4648
39	PONO	流山市駒木497	04-7199-2997
40	コペルプラス江戸川台教室	流山市江戸川台東1-10 サンパティークテナント101号室	04-7193-8428
41	オハナみらいキッズサポート流山	流山市流山2-297-1 キャッスルマンション104	04-7137-9892
42	たんぼぼルーム	流山市東深井498-4	04-7152-3059
43	Aloha流山教室	流山市西初石4-112-2コーポ西初石 店舗2号室	04-7192-6145
44	あいな	流山市おおたかの森東3-32-5	04-7197-1907
45	児童発達支援チャレンジキッズ 南流山教室	流山市流山8-1039-13 T・S・G流山ビル1階	04-7128-7252
46	ぴびっとkids	流山市西初石3-103-105Sフラット101	04-7114-0314

放課後等デイサービス事業所 一覧

放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のあるこどもに対して、学校や家庭とは異なる時間や体験を通じて発達支援を行います。

	事業所名称	所在地	電話番号
1	はないろ	流山市平和台5-694-5	04-7197-1103
2	放課後等デイサービスひまわり南流山	流山市南流山3-9-5	04-7197-6102
3	児童発達支援・放課後等デイサービス バンビのおうち	流山市おおたかの森東3-10-4	04-7157-0826
4	児童発達支援・放課後等デイサービス バンビのひろば	流山市おおたかの森東3-10-4	04-7157-0826
5	スコヤカKIDS松ヶ丘	流山市松ヶ丘1-456-16	04-7199-9066
6	こころLearning	流山市鰯ヶ崎1275コラソン2階	04-7157-4846





	事業所名称	所在地	電話番号
7	あおっこ	流山市加2-1-23	04-7136-7108
8	ふわり	流山市おおたかの森東3-18-7	04-7192-7633
9	発達支援アフタースクールP-Skip	流山市宮園1-16-9 1階	04-7151-0860
10	運動遊びと療育支援 こどもプラス南流山教室	流山市鰯ヶ崎2071	04-7193-8737
11	こぼんはうすさくら江戸川台教室	流山市江戸川台東2-257	04-7156-3767
12	こどもプラス初石教室	流山市西初石3-98-18 PetitAnge1階	04-7136-1582
13	スターポケット	流山市おおたかの森北1-26	04-7189-7620
14	学び舎	流山市西初石4-118-41	04-7190-5530
15	放課後等デイサービス笑む	流山市加4-10-17	04-7168-0582
16	こども発達支援ルームまあち流山教室	流山市おおたかの森東4-37-3	04-7178-5850
17	このこのリーフ流山教室	流山市流山4-398	04-7128-4845
18	ハンドレッド流山	流山市西初石2-20-38	04-7113-6409
19	みらいーく初石	流山市若葉台3-8	04-7157-2218
20	スコヤカKIDS松ヶ丘2号店	流山市松ヶ丘2-320-11	04-7199-9066
21	スターパレット	流山市市野谷441-3 (運A85街区6)	04-7190-5450
22	Cocoroみらい	流山市西初石3-98-33伊藤ビル2階	04-7197-5548
23	アロハキッズスクール南流山	流山市南流山8-2-1 ロイヤルシャトー南流山1-2	04-7111-2847
24	こぼんはうすさくら流山教室	流山市流山4-522-1 ヒルズ流山2階	04-7197-3608
25	AIAI PLUS南流山	流山市木3-12-1	04-7199-3416
26	みらいーく江戸川台	流山市平方107-1	04-7157-3255
27	プロッサムジュニア流山教室	流山市南流山6-8-6ウエアハウスB号棟	04-7168-0274
28	放課後等デイサービスGRIPキッズ 江戸川台校	流山市江戸川台東1-12-1木村ビル3階	04-7128-7577
29	児童発達支援事業所 たけのこ	流山市西平井1-13-6	04-7193-8889
30	かのあ	流山市おおたかの森東3-18-7	04-7197-2317
31	Cocoroハビネス	流山市鰯ヶ崎1-1-6 2F	04-7197-7888
32	地域支援センターこころ	流山市市野谷51ソレイユ1階	04-7197-2343
33	コアラキッズルーム	流山市松ヶ丘4-495-4 PORT.10.BLOCK2階3号室	04-7106-3768
34	コベルプラス南流山教室	流山市南流山1-1-14 2階	04-7128-7386
35	cocoro南流山	流山市南流山6-28-8 SKA流山2階	04-7161-5313
36	こぼんはうすさくらおおたかの森教室	流山市駒木527-5	04-7128-6531
37	発達支援アフタースクール P-Skipセントラル	流山市中142-1(運C269街区8・9)	04-7199-4269
38	スコヤカKIDS松ヶ丘3号店	流山市松ヶ丘4-495-4松ヶ丘メディカルモール PORT.10.BLOCK2-2区画	04-7199-9066
39	Labos	流山市大字西深井397-6	04-7197-3902
40	PONO	流山市駒木497	04-7199-2997
41	Aloha流山教室	流山市西初石4-112-2コーポ西初石 店舗2号室	04-7192-6145
42	あいな	流山市おおたかの森東3-32-5	04-7197-1907
43	シュエール流山	流山市野々下1-79グランソフィア野々下A号棟	04-7110-7158
44	ぴぴっとkids	流山市西初石3-103-10SS77ット101	04-7114-0314